



長野県報

3月29日(金)
平成25年
(2013年)
号外

目次

規 則

被服貸与規則の一部を改正する規則(職員課) 1

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(健康長
寿課介護支援室) 2

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(健康長寿課介護支援室) 22

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(健康長寿課
介護支援室) 42

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(健康長寿課介護支援室) 46

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(健康長寿課介護支援室) 52

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(健康長寿課介護支援室) 54

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(健康長寿課介護支援室) 58

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例施行規則(健康長寿課介護支援室・障
害者支援課) 62

長野県西駒郷管理規則等の一部を改正する規則(障害者支援課) 63

長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則(信州の木振興課) 64

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例施行規則
(森林づくり推進課野生鳥獣対策室) 66

県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道に設ける道路標識の寸法に関する規則(道路管理課) 76

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定による移動等円滑化のために必要な
新設特定道路の構造の基準に関する条例施行規則(道路管理課) 83

県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則(道路建設課) 88

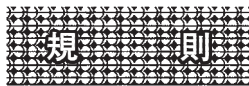
長野県都市公園規則の一部を改正する規則(都市計画課) 102

財務規則の一部を改正する規則(会計課) 106

訓 令

長野県職員服務規程の一部改正(人事課) 108

職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正(人事課) 108



被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成25年 3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第21号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように
改正する。

別表の1の(18)の項中「専門課程並びに」を「専門課程を担当す
る職員及び」に、「機械加工科、コンピュータ制御科、電気工事科、
自動車整備科、製版科、木造建築科、冷凍空調設備科、メカトロニ
クス科、木工科、NC機械システム科、コンピュータシステム科及

びシステム設計科を担当するもの」を「職員」に、「冷凍空調設
備科及び建築科」を「及び冷凍空調設備科」に、「NC機械システ
ム科及び機械科」を「機械科、コンピュータ制御科、機械制御科及
び機械CAD加工科」に、「コンピュータ制御科、製版科」を「製
版科」に、「及び木工科」を「木工科及び電子制御科」に、「木造
建築科及び建築科」を「木造建築科」に改め、同表の2の(8)の項
中「並びに長野ろう学校及び松本ろう学校の産業工芸科」を「又は
特別支援学校の産業工芸科若しくは総合産業科」に改め、同2の
(11)の項中「長野ろう学校及び松本ろう学校の産業工芸科」を「産
業工芸科又は総合産業科」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

職員課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第22号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 訪問介護

第1節 訪問介護(第3条—第9条)

第2節 基準該当訪問介護(第10条—第13条)

第3章 訪問入浴介護

第1節 訪問入浴介護(第14条—第17条)

第2節 基準該当訪問入浴介護(第18条)

第4章 訪問看護(第19条—第22条)

第5章 訪問リハビリテーション(第23条—第25条)

第6章 居宅療養管理指導(第26条—第29条)

第7章 通所介護

第1節 指定通所介護(第30条—第34条)

第2節 指定療養通所介護(第35条—第39条)

第3節 基準該当通所介護(第40条)

第8章 通所リハビリテーション(第41条—第44条)

第9章 短期入所生活介護

第1節 指定短期入所生活介護(第45条—第52条)

第2節 ユニット型指定短期入所生活介護(第53条—第56条)

第3節 基準該当短期入所生活介護(第57条—第60条)

第10章 短期入所療養介護

第1節 指定短期入所療養介護(第61条—第66条)

第2節 ユニット型指定短期入所療養介護(第67条—第69条)

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 指定特定施設入居者生活介護(第70条—第75条)

第2節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(第76条—第79条)

第12章 福祉用具貸与

第1節 福祉用具貸与(第80条—第84条)

第2節 基準該当福祉用具貸与(第85条)

第13章 特定福祉用具販売(第86条—第89条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第41条第1項の規定による居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (2) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第

2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。

- (3) 特例居宅介護サービス費用基準額 法第42条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に基準該当居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。

- (4) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第2章 訪問介護

第1節 訪問介護

(訪問介護員等)

第3条 条例第5条第1項の規定により指定訪問介護事業所(同項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。)ごとに置かなければならない訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下この章において同じ。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 条例第5条第2項の規定により指定訪問介護事業所ごとに常勤の訪問介護員等のうちから選任しなければならないサービス提供責任者の員数は、1(利用者(指定訪問介護事業者(同条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下この節において同じ。)が指定介護予防訪問介護事業者(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護(条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業と指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下この条及び次条において同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40を超える場合は、1に、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上とする。この場合において、利用者の数が40を超える指定訪問介護事業所においては、常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に法第41条第1項本文の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

4 サービス提供責任者は、介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。)第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1

項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

- 5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第23号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。)第3条第1項から第4項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防訪問介護の事業と一体的に運営する場合の設備等の基準)

- 第4条 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第7条に定める基準を満たすことをもって、条例第7条に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(重要事項の説明)

- 第5条 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、条例第8条に規定する重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該重要事項を記載した文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第8条に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第8条に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 2 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 3 第1項の電子情報処理組織とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算

機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 4 指定訪問介護事業者は、第1項の規定により条例第8条に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によりこれらの者の承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に掲げる方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 指定訪問介護事業者は、前項の規定による承諾をした利用申込者又はその家族から条例第8条に規定する重要事項の提供を電磁的方法により受けたい旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、条例第8条に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(条例第16条の規則で定める計画)

- 第6条 条例第16条の規則で定める計画は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第64条第1号のハ及びニに規定する計画とする。

(利用料等の受領)

- 第7条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービス(条例第15条に規定する法定代理受領サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定訪問介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域(条例第10条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項に規定する費用とする。

(サービス提供証明書の交付)

- 第8条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(訪問介護計画)

- 第9条 サービス提供責任者は、訪問介護計画について条例第23条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成したときは、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

- 3 前2項の規定は、訪問介護計画の変更について準用する。

第2節 基準該当訪問介護

(訪問介護員等)

第10条 条例第43条の規定により適用される条例第5条第1項の規定により基準該当訪問介護事業所ごとに置かなければならない訪問介護員等の員数は、3人以上とする。

2 条例第43条の規定により適用される条例第5条第2項の規定により基準該当訪問介護事業所ごとに訪問介護員等のうちから選任しなければならないサービス提供責任者の員数は、1人以上とする。この場合における訪問介護員等は、常勤であることを要しない。

3 基準該当介護予防訪問介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第41条第2項に規定する基準該当介護予防訪問介護事業者をいう。次条において同じ。)が基準該当介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。次条において同じ。)の事業と基準該当訪問介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合には、指定介護予防サービス等基準規則第10条第1項及び第2項に定める基準を満たすことをもって、前2項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準該当介護予防訪問介護の事業と一体的に運営する場合の設備等の基準)

第11条 基準該当介護予防訪問介護事業者が基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合には、指定介護予防サービス等基準条例第7条に定める基準を満たすことをもって、条例第7条に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(条例第42条第1項ただし書の規則で定める場合)

第12条 条例第42条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該訪問介護が、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 当該訪問介護が、サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合

(その他の基準)

第13条 前3条に定めるもののほか、基準該当訪問介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第5条、第6条、第7条(第1項を除く。)、第8条及び第9条に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第7条第2項及び第8条を除く。)中「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問介護事業者」と、「指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第7条第2項中「指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護」と、「指定訪問

介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「基準該当訪問介護に係る特例居宅介護サービス費用基準額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第8条中「指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護」と、「指定訪問介護の」とあるのは「基準該当訪問介護の」とする。

第3章 訪問入浴介護

第1節 訪問入浴介護

(従業者)

第14条 条例第45条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。) 1以上
- (2) 介護職員 2以上

(条例第47条第4号の規則で定める従業者)

第15条 条例第47条第4号の規則で定める従業者は、看護職員1人及び介護職員2人とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していることなどから、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、介護職員3人とするができる。

2 前項の従業者のうち1人は、当該指定訪問入浴介護(条例第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の提供の責任者としなければならない。

(利用料等の受領)

第16条 指定訪問入浴介護事業者(条例第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合については、それに要する交通費
- (2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 条例第52条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項各号に掲げる費用とする。

(準用)

第17条 第3条第5項、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、指定訪問入浴介護の事業及び指定訪問入浴介護事業者について準用する。この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基

準条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の」と、「ついで、」とあるのは「ついで、指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び」と、「第3条第1項から第4項まで」とあるのは「第14条」と、「満たすこと」とあるのは「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」と、「前各項」とあるのは「条例第45条第3項及びこの規則第14条」と、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第50条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第7条」と、「、条例第7条」とあるのは「、条例第52条において準用する条例第7条」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当訪問入浴介護

(基準該当訪問入浴介護の事業の基準)

第18条 第10条第3項及び第11条の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第10条第3項中「基準該当介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第41条第2項に規定する基準該当介護予防訪問介護事業者）」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第53条第2項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護事業者）」と、「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護）」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第53条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護）」と、「第10条第1項及び第2項」とあるのは「第14条」と、「満たすこと」とあるのは「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」と、「前2項」とあるのは「第14条」と、第11条中「基準該当介護予防訪問介護事業者が基準該当介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者が基準該当介護予防訪問入浴介護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第50条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第7条」と、「、条例第7条」とあるのは「、条例第52条において準用する条例第7条」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、基準該当訪問入浴介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節（第16条第1項及び前条（第3条第5項及び第4条を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、第15条第2項中「指定訪問入浴介護（条例第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第16条第2項中「指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護」と、「指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に係る特例居宅介護サービス費用基準額」と、同条第3項中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業者」と、「前2項」とあるのは「前項」と、同項第1号中「指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、前条中「指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは

「基準該当訪問入浴介護事業者」と、「読み替える」とあるのは「、第8条中「法定代理受領サービスに該当しない」とあるのは「第16条第2項の」と読み替える」とする。

第4章 訪問看護

(従業者)

第19条 条例第56条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 指定訪問看護ステーション（条例第56条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下この項において同じ。）の看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。） 常勤換算方法で2.5以上
- (2) 指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 当該指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数
- (3) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（条例第56条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）の看護職員 適当数

2 次の各号に掲げる事業者が指定訪問看護事業者（条例第56条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場合には、前項第1号及び第3号に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業と指定訪問看護（条例第55条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合であって、指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項第4号のイに定める基準を満たすとき。
- (2) 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。） 指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業と指定訪問介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合であって、指定地域密着型サービス基準第171条第4項に定める基準を満たすとき。

(利用料等の受領)

第20条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問看護にかかる居宅介護サービス費用基準額及び健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じない

ようにしなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 条例第66条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項に規定する費用とする。

(訪問看護計画)

第21条 看護師等(条例第63条第1項に規定する看護師等をいう。次項において同じ。)は、訪問看護計画について同条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

2 看護師等は、訪問看護計画を作成したときは、当該訪問看護計画を利用者に交付しなければならない。

(準用)

第22条 第3条第5項、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、指定訪問看護の事業及び指定訪問看護事業者について準用する。この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第56条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第55条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の」と、「ついで、」とあるのは「ついで、指定介護予防サービス等基準条例第56条第3項及び」と、「第3条第1項から第4項まで」とあるのは「第19条」と、「前各項」とあるのは「条例第56条第3項及びこの規則第19条」と、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第56条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第55条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第58条第1項から第3項まで」と、「条例第7条」とあるのは「条例第58条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

第5章 訪問リハビリテーション

(利用料等の受領)

第23条 指定訪問リハビリテーション事業者(条例第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーション(条例第67条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額及び健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなけ

ればならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 条例第75条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項に規定する費用とする。

(訪問リハビリテーション計画)

第24条 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画について条例第72条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

2 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(準用)

第25条 第3条第5項、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションの」と、「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第23号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。)第3条第1項から第4項まで」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第66条」と、「前各項」とあるのは「条例第68条」と、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションの」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第67条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第69条」と読み替えるものとする。

第6章 居宅療養管理指導

(従業者)

第26条 条例第77条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所(条例第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この項において同じ。)の医師又は歯科医師 1以上
- (2) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師、看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。)、歯科衛生士又は栄養士 適當数
- (3) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師 1以上
- (4) 指定訪問看護ステーション等(条例第77条第1項第3号に規定する指定訪問看護ステーション等をいう。)である指定居宅療養管理指導事業所の看護職員 1以上

(利用料等の受領)

第27条 指定居宅療養管理指導事業者(条例第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下この条及び第29条において同じ。)は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導(条例第76条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下この条及び第29条において同じ。)を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額及び健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 条例第83条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項に規定する費用とする。

(居宅サービスの提供等に必要の情報提供等)

第28条 医師又は歯科医師は、条例第80条第1項第3号の規定による情報提供又は助言をサービス担当者会議において行うことができない場合には、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、原則として、当該情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(準用)

第29条 第3条第5項、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業及び指定居宅療養管理指導事業者について準用する。この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導の」と、「第3条第1項から第4項まで」とあるのは「第26条」と、「前各項」とあるのは「第26条」と、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第75条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第78条」と読み替えるものとする。

第7章 通所介護

第1節 指定通所介護

(従業者)

第30条 条例第85条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 生活相談員 指定通所介護(条例第84条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供する日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に専ら当該指定通所介護の提供に当

たる生活相談員が勤務している時間帯の合計数を当該時間帯の時間帯で除して得た数が1以上となるために必要と認められる数

(2) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。) 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が勤務している時間帯の合計数を平均提供時間数(当該単位における指定通所介護を提供している延べ時間数を当該単位における利用者(指定通所介護事業者(条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下この節において同じ。)が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第82条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第81条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下この号において同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条及び次条において同じ。)の数で除して得た数をいう。次項において同じ。)で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えて得た数以上となるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 指定通所介護事業所(条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下この条及び第33条において同じ。)の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が勤務している時間帯の合計数を平均提供時間数で除して得た数が1以上となるために必要と認められる数とすることができる。この場合において、条例第85条第4項中「又は介護職員」とあるのは、「看護職員又は介護職員」とする。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、介護職員(前項前段の場合にあっては、看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものとする。

(設備)

第31条 条例第86条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 食堂及び機能訓練室 次に定める基準

ア それぞれ必要な広さを有するものであること。ただし、食

事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上の面積であること。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

2 前項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(利用料等の受領)

第32条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用の取扱い等については、省令第96条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 条例第96条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(通所介護計画)

第33条 指定通所介護事業者の管理者は、通所介護計画について条例第89条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

2 指定通所介護事業者の管理者は、通所介護計画を作成したときは、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

(準用)

第34条 第3条第5項、第4条から第6条まで及び第8条の規定は、指定通所介護の事業及び指定通所介護事業者について準用する。この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第82条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第81条に規定する指定介護予防通所介護の」と、「ついでには、」とあるの

は「ついでには、指定介護予防サービス等基準条例第82条第3項及び第4項並びに」と、「第3条第1項から第4項まで」とあるのは「第30条」と、「前各項」とあるのは「条例第85条第3項及び第4項並びにこの規則第30条」と、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第82条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第81条に規定する指定介護予防通所介護の」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第83条及び指定介護予防サービス等基準規則第31条」と、「、条例第7条」とあるのは「、条例第86条及びこの規則第31条」と読み替えるものとする。

第2節 指定療養通所介護

(療養通所介護従業者)

第35条 条例第99条第2項の規定により定める療養通所介護従業者(同条第1項に規定する療養通所介護従業者をいう。以下この条において同じ。)の員数の基準は、利用者の数が1.5に対し、当該指定療養通所介護事業所(同項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下この節において同じ。)が指定療養通所介護(条例第97条に規定する指定療養通所介護をいう。以下この節において同じ。)の提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

(条例第102条第1項の規則で定める面積)

第36条 条例第102条第1項の規則で定める面積は、6.4平方メートルに利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上の面積とする。

(サービス担当者会議の構成員)

第37条 条例第105条第2項の規定によりサービス担当者会議において検討する場合は、主治の医師をその構成員としなければならない。

(療養通所介護計画)

第38条 条例第107条第3項の規則で定める訪問看護計画は、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画とする。

2 指定療養通所介護事業者の管理者は、療養通所介護計画について条例第107条第4項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者の管理者は、通所介護計画を作成したときは、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

(第1節の規定の適用関係)

第39条 指定療養通所介護の事業に対する第32条及び第34条の規定の適用については、第32条第3項中「次に」とあるのは「次の各号(第2号を除く。)」に」と、第34条中「読み替える」とあるのは「、第5条第1項、第4項及び第5項中「第8条」とあるのは「第103条」と読み替える」とする。

2 第30条、第31条及び第33条の規定は、指定療養通所介護の事業には適用しない。

第3節 基準該当通所介護

(基準該当通所介護の事業の基準)

第40条 第10条第3項及び第11条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第3項中「基準該当介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第41条第2項に規定する基準該当介護予防訪問介護事業者）」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第95条第2項に規定する基準該当介護予防通所介護事業者）」と、「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護）」とあるのは「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第95条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護）」と、「ついで、」とあるのは「ついで、指定介護予防サービス等基準条例第82条第3項及び」と、「第10条第1項及び第2項」とあるのは「第30条」と、「前2項」とあるのは「条例第85条第3項及びこの規則第30条」と、第11条中「基準該当介護予防訪問介護事業者が基準該当介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第96条の規定により読み替えて適用される指定介護予防サービス等基準条例第83条及び指定介護予防サービス等基準規則第31条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第115条の規定により読み替えて適用される条例第86条及びこの規則第31条」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、基準該当通所介護の従業者、設備及び運営の基準は、第1節（第30条第2項後段、第32条第1項及び第34条（第3条第5項及び第4条を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第30条第1項第1号及び第32条第2項を除く。）中「指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、これらの規定（第30条第1項第3号を除く。）中「指定通所介護事業者」とあるのは「基準該当通所介護事業者」と、これらの規定（同条第2項を除く。）中「指定通所介護事業所」とあるのは「基準該当通所介護事業所」と、同条第1項第1号中「指定通所介護（条例第84条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「基準該当通所介護」と、「当該指定通所介護」とあるのは「当該基準該当通所介護」と、同項第3号中「指定通所介護事業者（条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「基準該当通所介護事業者」と、「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第82条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者）」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第95条第2項に規定する基準該当介護予防通所介護事業者）」と、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第81条に規定する指定介護予防通所介護）」とあるのは「基準該当介護予防通所介護（同条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護）」と、同条第2項中「指定通所介護事業所（条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下この条及び第33条において同じ。）」とあるのは「基準該当通所介護事業所」と、「当該指定通所介護事業所」とあるのは「当該基準該当通所介護事業所」と、第31条第1項第1号中「食堂及び機能訓練室」とあるのは「食事を行う場所及び機能訓練を行う場所」と、同項第2号中「相談室」とあるのは「生活相談のための場所」と、第32条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、

「指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「基準該当通所介護に係る特例居宅介護サービス費用基準額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同項第2号中「居宅介護サービス費用基準額」とあるのは「特例居宅介護サービス費用基準額」と、第34条中「読み替える」とあるのは「第8条中「法定代理受領サービスに該当しない」とあるのは「第32条第2項の」と読み替える」とする。

第8章 通所リハビリテーション

（従業者）

第41条 条例第117条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 医師 指定通所リハビリテーション（条例第116条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護師をいう。）又は介護職員（以下この条において「理学療法士その他の従業者」という。） 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定通所リハビリテーションの単位（指定通所リハビリテーションであってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに、利用者（指定通所リハビリテーション事業者（条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下この章において同じ。）が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下この条において同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この条及び次条において同じ。）の数が次の(7)又は(4)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(7)又は(4)に定める基準

- (7) 10人以下の場合 指定通所リハビリテーションの提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士その他の従業者の数が1以上確保されていること。
- (4) 10人を超える場合 提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士その他の従業者の数が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アの(7)又は(4)に定める人員のうち専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、1（利用者の数が100を超える場合にあつては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上確保されていること。

2 診療所である指定通所リハビリテーション事業所（条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。次条において同じ。）に対する前項第2号の規定の適用について

は、同号のイ中「又は言語聴覚士が、1（利用者の数が100を超える場合にあつては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上確保されている」とあるのは、「若しくは言語聴覚士又は看護師（通所リハビリテーション又はこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する者に限る。）が、常勤換算方法で、0.1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる」とする。

（設備）

第42条 条例第118条第1項の規則で定める面積（指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えた面積）は、3平方メートルに利用定員（指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上の面積とする。

（通所リハビリテーション計画）

第43条 医師等の従業者（条例第121条第1項に規定する医師等の従業者をいう。次項において同じ。）は、通所リハビリテーション計画について同条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

2 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

（準用）

第44条 第3条第5項、第4条から第6条まで、第8条及び第32条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第3条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションの」と、「ついては、」とあるのは「ついては、指定介護予防サービス等基準条例第98条第3項及び」と、「第3条第1項から第4項まで」とあるのは「第37条」と、「前各項」とあるのは「条例第117条第3項及びこの規則第41条」と、第4条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「指定介護予防訪問介護の」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションの」と、「指定介護予防サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第99条及び指定介護予防サービス等基準規則第38条」と、「条例第7条」とあるのは「条例第118条及びこの規則第42条」と、第32条第5項中「第96条」とあるのは「第125条」と読み替えるものとする。

第9章 短期入所生活介護

第1節 指定短期入所生活介護

（従業者）

第45条 条例第127条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師 1以上

(2) 生活相談員 常勤換算方法で、1（利用者の数が100を超える場合にあつては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上

(3) 介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。） 常勤換算方法で、1（利用者の数が3を超える場合にあつては、1に、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所（条例第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の実情に応じた適当数

2 利用定員（指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護（条例第126条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる利用者（指定短期入所生活介護事業者（条例第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下この節において同じ。）が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第107条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下この条及び次条において同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所には、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

3 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき第1項の従業者の員数の基準は、同項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第27号）第3条に定める特別養護老人ホームの職員の員数の基準とする。この場合において、当該指定短期入所生活介護の利用者は、当該特別養護老人ホームの入所者とみなすものとする。

4 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第41条第1項本文の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

5 次項に定める施設に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて当該施設と一体的に運営が行われるもの（以下この節において「併設事業所」という。）の従業者の員数の基準は、第1項の規定にかかわらず、併設事業所の従業者の員数と当該施設の従業者の員数の合計数について当該施設の入所者等も当該指定短期入所生活介護事業所の利用者として同項に定めるところにより算定した数とする。

6 条例第127条第3項ただし書の規則で定める施設は、特別養護